

「大阪港自然災害対策アクションプラン（仮称）」の策定について  
～「大阪港地震・津波対策アクションプラン」の改編～

1. 「大阪港自然災害対策アクションプラン（仮称）」策定の目的

大阪港においては、東南海・南海地震による津波被害を最小限に抑制するため、平成 18 年 6 月に学識経験者、関係行政機関、市民、港湾関係事業者の代表などからなる「大阪港地震・津波対策検討委員会」を設置し、平成 20 年 4 月にその行動計画となる「大阪港地震・津波対策アクションプラン」を策定し、各実施主体が主体的にアクション項目に取り組んできた。

その後、アクションプランを実施していく段階において新たに生じた課題に対応するため、定期的に「大阪港地震・津波対策連絡会議」を開催し、PDCA サイクルにより見直しを実施、実効性の高い防災・減災対策を目指してきた。

こうした中、平成 30 年に台風第 21 号をはじめ、大型の台風が大阪港に次々と来襲し、港湾施設が大きな被害を受けたことから、平成 31 年 3 月 27 日の「大阪港地震・津波対策連絡会議」において、台風対策を併せたアクションプランとして充実させるべきとなったことから、「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せ、「大阪港自然災害対策アクションプラン」として新たに策定するものである。

2. 平成 30 年度～今回までの経過について

(1) 大阪港地震・津波対策連絡会議（平成 31 年 3 月 27 日）について

平成 30 年度においては、平成 31 年 3 月 27 日に「大阪港地震津波対策連絡会議」を開催し、既存の 61 項目の評価を行った。

61 項目のうち、57 項目が達成、4 項目が未達成であり、未達成項目の今後の方向性について、下記のとおり承認を得た。

また、同会議において、「取り組みを長く続けていくような仕組みがよい、時代の流れで古くなることは避けられないので、見直すことを考えて継続する」との意見をいただいた。

◆未達成項目（4 項目）の今後の方向性について

②—32 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備（⑤—6 再掲）

今回、新たに作成されたマニュアルを、関係者に周知することで、一定の達成とする。

また、周知後、運用において、改善が必要と考えられる場合は、適宜、見直しを行い、周知を図っていく。

①—9 小型船の保管場所の確保

③—3 港外避難に有利な着岸形式の検討

これまで、検討を続けてきたが、物理的な制約もあり、容易には解決が困難であることが考

えられる。ついては、現在実施している代替案を踏まえて、アプローチを変更し目的の達成を目指す。（アクション項目の変更）

①—10 コンテナ流出防止対策の実施

事業者による固縛等による流出防止対策としているが、日々の対応については困難な状況である。引続き蔵置場所の選定など、対応いただく一方で、その他の対策についても検討を行っていく。

(2) 平成30年度包括外部監査での意見について

・大阪市では地方自治法の規定に基づき実施される包括外部監査人による監査を受験しているが、平成31年2月7日に報告された平成30年度「大阪港ベイエリアをめぐる事業の執行について」の監査において、以下の意見が出された。

(意見)

アクション項目の中には、継続して取り組みを行う必要があるものや、一度実施すれば達成できるものがある。施設の補修のように継続して実施していかなければならない項目は継続して状況を確認していく必要がある。防災意識の向上の啓発活動については、達成状況を把握する必要がある。

(3) 令和元年度の取り組みについて

・令和元年度においては、令和2年2月26日に大阪港地震・津波対策連絡会議設置要綱第7条に基づき「大阪港BCP・海上対策関係小会議」を開催し、高潮や暴風対策に関するアクション項目の作成に向けて、「施策の方向性・施策項目・アクション目標（案）」と「高潮や暴風対策に関するアクション項目（案）」を作成した。

・この「施策の方向性・施策項目・アクション目標（案）」と「高潮や暴風対策に関するアクション項目（案）」については、「第10回大阪港地震・津波対策連絡会議」へ議題を諮る予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大が危惧されたことから、「第10回大阪港地震・津波対策連絡会議」については、書面開催とし、「大阪港自然災害対策連絡会議」に名称変更することについてのみ承認を得た。